

第50回大阪府障がい者施策推進協議会

日時：令和3年3月19日（金）

午前10時から午前11時45分まで

場所：大阪赤十字会館 301会議室

出席委員（五十音順）

井手之上 優	社会福祉法人	大阪府社会福祉協議会	会長
大竹 浩司	公益社団法人	大阪聴力障害者協会	会長
小野 達也	桃山学院大学	社会学部 社会福祉学科	教授（会長）
倉町 公之	公益社団法人	大阪府精神障害者家族会連合会	会長
黒田 隆之	桃山学院大学	社会学部 社会福祉学科	准教授
坂本 ヒロ子	社会福祉法人	大阪手をつなぐ育成会	理事長
塩見 洋介	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会		事務局長
柴原 浩嗣	一般財団法人	大阪府人権協会	業務執行理事兼事務局長
関川 芳孝	大阪府立大学大学院	人間社会システム科学研究科	教授
高橋 あい子	一般財団法人	大阪府視覚障害者福祉協会	会長
壺井 一平	大阪ともだちの会	全国本人活動連絡協議会	
寺田 一男	一般財団法人	大阪府身体障害者福祉協会	会長
長尾 喜一郎	一般社団法人	大阪精神科病院協会	会長
原 憲一郎	社会福祉法人	四天王寺福祉事業団法人本部	副部長
福田 啓子	一般社団法人	大阪自閉スペクトラム症協会	理事長
古田 朋也	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議		議長
松上 利男	一般社団法人	大阪知的障害者福祉協会	会長
宮村 誠一	大阪府障がい者スポーツ協会		専務理事
吉田 文	大阪保健医療大学	保健医療学部 リハビリテーション学科	教授
吉田 初恵	関西福祉科学大学	社会福祉学部 社会福祉学科	教授

○事務局

おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今より、「第50回大阪府障がい者施策推進協議会」を開催いたします。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙中のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環により、可能な限り事務局の出席者等を限定し、マスクを着用して出席させていただきますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、円滑な議事進行、意見交換の時間確保の観点から、事務局の説明についても可能な限り簡略化させていただきます。

なお、本日は資料の分量が多く、説明時の点字版資料のページ数の案内につきましては、補助員が個別に対応させていただき、説明時には墨字版資料のページのみをご案内させていただきますので、ご協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

現在の委員は、配布している名簿のとおりでございます。本日は、委員数28名のうち、現時点で20名のご出席をいただいております。大阪府障がい者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、会議は有効に成立していることをご報告させていただきます。

次にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

まず、次第でございます。次に、配席図等を記載したA4一枚物でございます。

それと、クリップ留めの冊子になっていますが、「第5次大阪府障がい者計画（案）」でございます。

最後に、チラシとしてカラー刷りの、「世界自閉症啓発デー in OSAKA 2021」というチラシを入れさせていただきます。資料の不足等がございましたら事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

なお、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則公開としております。個人の委員名は記載しませんが、配付資料とともに、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として、大阪府のホームページで公開する予定にしておりますので、あらかじめご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、この会議には、手話通訳を利用されている委員の方や、点字資料を使用されている委員の方がおられます。障がい者への情報保証と会議の円滑な進行のため、ご発言の際には、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりとかつはつきりにご発言をお願いできればと思います。

また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする際には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いできればと思います。

それでは、以後の議事進行につきましては、小野会長にお願いしたいと存じます。よろしくようお願いいたします。

○小野会長

皆さんおはようございます。年度末のお忙しいところだと思います。そして、この間、コロナの問題で、それぞれ非常に大変な対応をなさってきたと考えています。

本日は、これまでも検討してまいりました、「第5次大阪府障がい者計画（案）」を検討する機会となっております。お手元の議題を見ていただければわかるとおり、今回の議題はこの1本ということになります。

ただ、本日はこの会場の都合上、終了予定時間を11時45分としていますので、時間的に限られるなかですが、ぜひ様々なご意見をいただければと考えています。

ご発言は、できるだけ簡潔にさせていただいて、いろいろあると思いますが、円滑な議事運営にご協力をお願いしたいと考えております。

なお、途中で10分程度休憩といいますが、空気の入換えタイムを取りたいと思っていますので、この状況下、ご理解をいただければと考えています。その他については、こちらのほうで進行してまいります。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきたいと思います。前回の会議で委員の皆さまから様々なご意見をちょうだいいたしました。それを元にして、事務局において修正してお手元の計画案ができておりますので、これについて事務局から簡潔に説明をお願いしたいと思います。それではよろしく申し上げます。

○事務局

それでは、お配りしているクリップ留めの資料です。「第5次大阪府障がい者計画（案）」をご覧ください。前回の令和2年12月23日の会議の場で、計画案を提示させていただき、委員の皆さまから多くの意見をいただきました。

また、前回の会議でもお伝えしたとおり、昨年12月28日から今年1月26日までパブリックコメントを実施し、府民の皆さまから意見を募集したところ、2名の方から3件の意見をいただきました。そのうち2件については、意見提出者の方から非公開という指定をされていたので、公表可となっているものみの紹介に代えさせていただきますが、その1件については発達障がいの関係でのご意見がありました。

先ほど会長からもご説明がありましたように、前回の会議で委員の皆さまからいただいた意見、パブリックコメントでいただいた意見、あと、国の法律改正の動きなどを踏まえ、計画案を修正させていただきました。

前回の会議からの修正箇所については、資料をマーカーで網掛けにしていますので、本日は主な修正箇所を中心にご説明をさせていただければと考えています。

それでは、早速資料です。まず、14ページをご覧ください。1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進の部分についてです。委員の皆さまから、地域移行の考え方を追記すべき、施設だけではなく病院においても地域移行が進められてきたことをきちんと明記すべき、既に入所施設や精神科病院では地域移行に取り組んでいて、多くの方が社会

復帰されているなかで、前回の計画案で表記となっていた、「障がい者の多くは」という表記ではなく、「障がい者のなかには」という表記に修正すべき、そうした意見を踏まえて修正をしています。

次に16ページをご覧ください。現状の評価と課題の部分についてです。意見として、「8050問題」や「親亡き後」については、まずそのような問題に至らないように支援していくことが重要であるということを追記すべきという意見をいただいていたので、それを踏まえて修正をしています。

続きまして19ページをご覧ください。19ページの上段が、障がい者虐待防止や差別解消部分になるのですが、障がい者の住まいの確保に向けた連携先として人権部局も記載すべきという意見をいただいていたので、こちらは修正をしています。

続きまして21ページです。人材の確保と育成の部分についてです。こちらも委員の方からご意見をいただきました。コロナ下のなかでは人材不足はますます深刻となっていくので、障がい福祉の分野に人材をつないでいくことが必要という意見をいただいていたので、そうした意見を踏まえて修正をしています。

続きまして22ページです。(4)障がい理解の促進と合理的配慮の浸透の部分についてです。声を掛けて支援を申し出ることが合理的配慮と誤解される恐れがあるという意見を踏まえ、こちらの表記は修正をしています。

続きまして24ページです。(6)大阪府全体の底上げの部分についてです。外国人や高齢者だけではなく、災害や新型コロナウイルス感染症でも、防災、医療、福祉、教育の連携が不可欠であるということに記載すべきという意見をいただいていたので、その趣旨を踏まえて修正をしています。

続きまして、少し飛びまして37ページです。現状の評価と課題の部分についてです。こちらも意見として、長期入所の状態を解消していく必要があるということに記載すべきとの意見を踏まえて修正をしています。

さらに同じく37～38ページにかけて、こちらの(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らすという部分についてです。こちらも意見として、重度化対応には個別支援の充実が必要であるということに記載すべき、「日中サービス支援型共同生活援助」の記載を削除して、「日中の支援に向けて重度化・高齢化に対応したグループホーム」という表記に修正すべき、スーパーバイズなどでグループホームを支えていくということに記載すべき、精神科病院の地域移行の取組みというのは一定成果を上げており、精神科病院の取組みを「限界」と表現するのではなく、「さらに加速する」という記載にすべきという意見をいただいていたので、その意見の趣旨を踏まえて修正をしています。

続きまして39ページです。(2)入所施設の今後の機能のあり方の部分についてです。こちらも意見として、長期入所の解消や入所施設が緊急的な受入の場であることや、地域と順応を図るということに記載すべきという意見を踏まえて修正をしています。

次に少し飛びまして54ページです。教育の部分です。現状の評価と課題の部分について

です。こちらにも意見として、共に学ぶことから排除しないというインクルーシブ教育の基本姿勢をきちんと示すべきという意見をいただきましたので、その趣旨を踏まえて修正をしています。

続きましてまた少し飛んで78ページです。中段に、(1) 必要な健康医療サービスを受けるといふ部分がありますが、医療機関にもきちんと障がい理解の促進をするためにも継続的に取り組むべきという記載をすべきという意見をいただきましたので、趣旨を踏まえて修正をしています。

続きまして、また少し飛んで85～86ページです。生活場面のV「楽しむ」というところです。現状の評価と課題の(1) 余暇活動や社会参加に取り組むという部分についての意見として、様々な場面でほかの人と同じように楽しめるようにしていくことや、自由に好きなことを楽しむということは生活を豊かにしていくことなのだとすることを記載すべきという意見をいただいたので、その趣旨を踏まえて修正をしています。

続きまして87ページです。(3) 芸術・文化活動に取り組む部分についてです。こちらについては、平成30年6月に施行された、「障害者文化芸術活動推進法」の趣旨を踏まえ、国の基本計画も勘案の上で、鑑賞の機会の拡大や作品等の評価・保存、権利保護の推進等について必要な施策を具体的に盛り込んでいます。

続きまして少し飛んで90ページです。現状の評価と課題の部分についてです。今回、障害者差別解消条例の改正を契機に、合理的配慮の義務化がされることとなりますが、合理的配慮の認識を深めるために取り組んでいくということをきちんと記載すべきというご意見をいただいたので、その旨を記載しています。

続きまして94ページです。少し網掛けが多くなっていますが、(3) 安全・安心を確保する部分についてです。こちらにも意見として、今般の新型コロナウイルス感染症についての記載が少なすぎるというところで、クラスター対策だけではなく、PCR検査の話であったり、入院調整についても記載すべきとの意見を踏まえ、他計画との整合性も確保しつつ、大幅に加筆しています。

最後に159ページをご覧ください。こちらは、「第5章」として今回初めてお示ししますが、大阪府における障がい関係の直近のデータを掲載しましたので、またお時間があるときにご覧いただければと考えています。第5次大阪府障がい者計画の最新案についての説明は以上となります。ご議論のほどよろしくお願いたします。

○小野会長

ありがとうございました。修正部分を中心に見ていただきました。全体の枠組みについては、何度も皆さんに見ていただいていると思いますが、網掛けがちょっと濃いので、字がなかなか難しいところもあったかと思いますが、ご覧になっていただいて、ある部分からでもいいし、全体的なことでも結構ですので、ぜひ多くの方にご発言をいただければと考えております。気になるところ、ご質問、ご意見構いませんのでご発言をお願いします。いかがで

しょうか。

○委員

皆さんおはようございます。前回の意見を受けて、いろいろと修正していただきありがとうございます。

ただ、ちょっと意味が違うなとか、この間の国の報酬改定もあり、新たな方向なども打ち出されてきているところですので、それを受けて追加の意見をいくつか述べさせていただきます。年度末でぎりぎりのタイミングではありますが、さらにご検討をお願いしたいと思います。

まず最初ですが、12ページの基本原則の3番のところ、大阪府全体の底上げの部分です。これは、やはり部局間にまたがった課題というのが最近増えていまして、そうした課題ほど前に進みにくいという問題が出ております。

後のほうでは、「部局間の連携」ということが言われていますので、そこに、「大阪府や市町村ならびに部局間の連携を強化し」と入れていただきたいと思います。

それから、14ページの地域移行ですが、誰かのご意見があって、また元に戻してみたいと言われたのですが、「長期入所や社会的入院の状態であった障がい者」ということになっていますので、それは何十年も施設や病院の中に入っていたら、地域の生活をイメージできないのは当たり前なので、それは、「障がい者の中には」というのではなくて、「障がい者の多くは」に戻していただきたいと思います。今までの経験から、そういうイメージができないから体験の取組みを重視しなければならないという大阪府の姿勢が問われる問題でもありますので、よろしくお願いします。

それから、「地域を育む」の19ページとか、後の77ページの旧優生保護法による問題ですが、「優生手術」と書いていますが、これは、「強制不妊手術」ではいけないのですか。これは、やはり障がい者の立場に立って書いていただきたいので、強制不妊手術と一般的にも言われていますので、新聞などにも出ていますので、それにしていただきたい。

それから、今でも認定されている人が20人ぐらいです。一向に増えません。周知だけでなく、「再調査を検討する」と入れていただきたいと思います。

それから、まちづくりの課題では、23ページですが、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を盛り込んでいただいているのですが、それを盛り込んでいただくのであれば、その肝心なところとして、「社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という文言が入っているはずなので、それをぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

それから、「府のユニバーサルデザイン推進指針」と書いているのですが、前にも言いましたように、「バリアフリー法とかまちづくり条例に基づく」としていただいたほうがわかりやすいかと思いますので、そういう修正をお願いします。

それから、入所施設の課題ですが、33ページのところで、「入所施設の果たすべき役割を検討します」というのは以前から出てきているのですが、一向に検討が進められた形跡が

ありません。それで、企画課と基盤課がこれを担当するというのですが、地域移行を進めるためには、入所施設のあり方をどのように見直していくのかということが大事ですので、ぜひ地域移行と入所施設のあり方の検討を合わせた議論を行える場をつくっていただきたいと思いますので、「検討の枠組みをつくる」と盛り込んでいただきたい。

それから、37・39ページの施設の地域移行のところですが、「地域移行と施設のあり方」、「循環型」みたいな言葉も入れていただいたのですが、その検討をセットで進める検討の場を設置して、市町村とか相談支援任せでは地域移行は進みませんので、各市町村が施設にアプローチする仕組みを、大阪府がつくることの検討も合わせて行うことを入れていただきたいと思います。

それから、40ページのところで、コンフリクトとか入居拒否はまだまだ続いています。国のほうでも、今年から、「居住支援協議会との連携」というのを打ち出してきています。精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム、地域定着支援とかの加算において、居住支援協議会との連携というのを打ち出してきていますので、それを入れていただきたいと思います。なかなか居住支援協議会は、大阪府では年に1回ぐらい開催しているだけ、各市町村では開催できている市が非常に少ない問題があります。各市町村において、不動産業者や家主、支援法人が一堂に会する場で関係をつくっていく必要がありますので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、42ページですが、防災の問題です。上階への避難が、やはり浸水とか河川決壊の問題では大事なのですが、上階の避難は、やはり上の階で車いすトイレを設置するとか、そういうバリアフリーの対策を進めないと、今までの体育館の避難所では無理があるので、それを進めることを盛り込んでいただきたい。

それから、それを進めるときに、障がい福祉の窓口がはっきりしていないので、どこが推進するのか明らかにしていただきたいと思います。

それから、47ページですが、障がい児施設のほうですが、「地域生活への移行に向けた支援」というようには盛り込んでいただいているのですが、行動障がいの児童施設などに行くと、やはり物を置かない居室、中に全然物を置かずに布団だけしか置いていないという環境設定があります。それは、物を漬すからということを理由にしてそのようにされているのですが、それをすることで、地域移行してきたときに、いろいろな物に囲まれての生活、外出もできる生活になると、ギャップが大きすぎて、本人がパニックを起こされる場合がよくあります。地域のなかでは、物を置かない生活などは、どんなに重い行動障がいの方でもあり得ません。もっと地域の取組みに学びながら障がい児施設のあり方を、環境設定のあり方を見直していただきたいので、そのことを加筆いただきたい。

それから、52ページの府営公園ですが、公園の入り口に柵がたくさんあって、車いすが大変遠回りをしなければならない問題が続いていますので、「公園出入口等も含めたバリアフリー化」というように加筆いただきたいと思います。

それから、「学ぶ」、教育の課題です。62ページ、小中学校の通学の問題ですが、府教委

のほうで、新しく小中学校の通学支援補助や外部人材活用補助を設けていただきました。画期的だと思いますので、そのことをぜひ加筆していただけたらと思います。新しい項目を設けるか、医療的ケアの支援のところに加筆いただきたいと思います。

それから、「働く」のところですが、70ページのところに、これはITのことだけ書かれているように見えるのですが、在宅就労とか、雇用施策と福祉施策の連携による就労支援策というのが、国で去年からできてきていますし、大阪府の各市町村も、今年は国制度に則って実施することになりますので、そのことをぜひ加筆いただきたいと思います。

それから、「心や体、命を大切に」ということで、77ページ、医療費助成で、「持続可能な」という表現をされています。「持続可能」と言われて、この前も削られたり、負担が上がったりしてきた問題、それから、今度は中軽度の高齢障がい者の医療費助成が4月からカットされるという、コロナのなかでもしんどい問題が出てきていますので、「持続可能な」という言葉を削っていただきたい。「引き続き制度運用に努めていく」という表現だけでいいのではないのでしょうか。修正をお願いします。

それから、82ページの精神科病院の問題ですが、これも虐待が、まだまだ山中病院事件からずっと続いています。これは、障害者虐待防止法等での通報義務化を国に働き掛ける、実際働き掛けていただいているみたいなので、そのことをぜひ明記いただきたいと思います。

それから、「楽しむ」の項目ですが、85ページ、何かやはり楽しむというと、スポーツと文化活動というのが割と全面にあってきたような経過がありまして、「多様な選択肢を用意」というのもよくわかりませんので、「様々な場面で他の人と同じように楽しめるよう」の後に、「余暇を充実させるとともに」と入れていただいて、その後、「スポーツや文化・芸術などの活動を含め」というように続けていただいたほうが、文章的にわかりやすいだろうと思いますので修正をお願いします。

それから、86ページのところ、「宿泊施設でのバリアフリー情報の提供などソフト面の環境整備を」と入れていただきたいと思います。実際にホテルに行ったら、泊まれるような部屋でなかった、あきらめないといけないという問題もあったりします。事前にきちんと情報提供しないと、困られる場合がありますので、ぜひそのようなことを加筆いただきたい。

それから、88ページの具体的な取り組みで入れていただきたいこととして、「様々な場で余暇を楽しめるよう環境整備や情報提供、外出の支援を進めていく」という項をぜひ設けていただきたい。スポーツと文化・芸術活動も大事ですが、余暇の取り組みについて何ら具体的な項目はないので、よろしくお願いします。

それから、最後、「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」のところですが、91ページ、障がい者差別解消条例の事業者への合理的配慮を義務化していただきありがとうございます。

ただ、やはりいろいろな業種や場面で差別が起こりやすい状況がありますので、「差別の未然防止に向けて、各業種で差別が起こりやすい場面に関して啓発を進める」というのをぜひ

ひ入れていただきたい。大体この業種では、こういう場面で差別が起こるといのがわかってきています。それが繰り返されて、いちごっこするのではなくて、そういう課題をとらえて、きちんとこのようにして合理的配慮が提供できるというのを啓発・周知していくことが大事かと思っていますので加筆をお願いします。

最後、94ページのところです。コロナの課題はいろいろ盛り込んでいただいたということなのですが、冒頭のところ、感染症対策課が一般論として書かれているようにも見えます。そうではなくて、障がい者の方がコロナ感染をしますと、やはり基礎疾患を持っている方も多いので、そこは十分配慮していただきたいし、障がい者に寄り添った表現として、障がい福祉できちんと書いてもらいたいと思っています。新型コロナウイルスに感染した障がい者については、速やかに入院できるよう、引き続き府内各課で調整をしていくという方向を入れていただきたい、そのように考えていただきたいと思います。

それから、またグループホームとか家庭内での発症なども出てきています。家族が感染したり、グループホームで感染すると、瞬く間に全員が感染してしまっています。陰性者と陽性者を早期に分離できる場の確保等の方策、これは、この前もイエローホテルが確保できないのかということで提示させてもらいました。「分離できる場の確保等の方策を引き続き検討していく」ぐらいは書いてください。

それから、障がい者支援施設等の入所者についての検査のことは書いていますが、高齢者施設等スマホ検査センターで、ようやく先日から障がい者の事業所も対象にさせていただきましたので、感染が疑われる場合があれば、すぐにスマホでキットを送ってもらうという仕組みになります。それもできてきていますので、「障がい福祉サービス事業所の利用者・従事者に発熱等の症状が出た場合に、すぐに検査できる仕組みを設けたところであり、引き続き対応を強化していきます」と入れていただけたらと思います。少し長くなりましたがごだいたい以上です。

○小野会長

よろしいですか。細かく丁寧に挙げていただき、19件ぐらい、細かくはさらに分かれると思いますが、ご意見をいただきました。

どうでしょうか。まず、今の時点で、もし、応答ができるところがあれば応答していただいて、その後、またほかの皆さんにもご意見をいただきたいと思いますので、全部できるかあれですが、今の時点で応答できる部分を、まず応答していただければいいと思いますのでお願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。障がい福祉企画課でございます。多岐にわたりご意見をいただき、いただいた意見については、可能な限り検討していきたいと思っています。そのなかで、何点が現在お答えできるところをさせていただこうと思います。

まず、1点、冒頭で部局間の課題と、どうしても部局間で連携が必要なところ、それは、当然我々も認識しています。その中で、この計画全体なのですが、障がい者施策推進本部という、知事をトップとする連携体制というのは強力に位置づけていますので、個別具体的に部局間の連携というまでもなく、全体として当然連携を図ってやっていくと、そうしたところは、冒頭の9ページに書いていますので、それでご理解をいただければと思います。

また、強制不妊手術の優生保護法の関係ですが、これについては、令和2年12月23日のこの推進協の場でも申し上げたとおり、この計画については行政計画になりますので、どうしてもその記述については、法令等に即した形で記述をすることが基本となっていますので、ここについては、「優生手術」ということでご理解いただきたいと思います。

また、バリアフリー等々の関係ですが、これについても、法令等の記述というところも加味しながら検討していきたいと考えています。

あと、個別具体のケースについて、障がい福祉室の関連でお応えできると思いますので、それぞれの課から、今現状での考え方をお示しさせていただきます。

○事務局

生活基盤推進課です。よろしくお願ひします。何点かご意見を賜りました。若干漏れている部分がありましたら、後ほどまたご指摘を賜りたいと思います。

まず、案の14ページに関係する表記の仕方、これは、「多く」が「中には」という表記、これについては、現状認識を見据えてどうなのかという問題提起をいただいたと受けとめています。これについては、確定的な表現がどうしてもしづらい部分がありましたので、従来どおりの表記に置き換えてということで、今、「中には」と記載しています。

それから、33ページですが、すみません、その前に、地域移行に絡めて、この点にあたっては、施設そのもののあり方と地域移行のあり方をセットで議論すべきという、これまでの委員のご意見を今回も表明していただいたと理解しています。これについては、セットというか、当然深い関わりを持った議論が、また、幅広い議論が必要かということは十分に心得ているつもりですので、特に施設のあり方については、どのような検討の進め方をするのか、まさしく、今、検討を練っている最中ですので、今後、そうしたご意見の趣旨も十分に踏まえながら検討していきたいと考えています。

それと、この施策の進め方に関して、市町村の取組みがどうしても脆弱なところがあるというご指摘だと思いますが、そうしたことを踏まえると、当然大阪府が主体的にアプローチを掛けていくべきなのだというご意見と受けとめています。私どもも、一応これまでのスタンスとしては、この計画を推進していくうえでは、当然大阪府であり、市町村であり、あるいは事業者、それぞれがそれぞれの目的意識を持って、その役割を十分に果たして、また、それを果たしたうえでそういうものの連携を密にしながら進めていくという基本的なスタンスを持っています。

○委員

仕組みをつくってほしいと言ったのです。大阪府がアプローチしろと言っていない。仕組みをつくってほしいと言ったのです。

○事務局

はい。つきましては、先ほど申し上げたように、市町村、大阪府、それぞれの事業者の役割を十分踏まえて、どこが何をすべきということをまず押さえたうえで、そうした連携を含めて考えていきたいという思いです。以上、生活基盤推進課からお応え申し上げました。

○事務局

地域生活支援課です。よろしくお願いいたします。私からは2点なのですが、47ページの、「地域生活への移行」というところで、行動障がいの方の移行についてのご意見をいただいた分についてお応えしたいと思います。

おっしゃったように強度行動障がいの方の居室には物が置かれていないとか、そうした状況があるというのはよく存じ上げています。ただ、物があるのが当たり前というのはもちろんそのとおりで、現実の世界ではたくさん物を置かざるを得ないというのはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、強度行動障がいの方にとっての生活のしやすさというところは、やはりきちんとアセスメントして、その方にとってどのような環境を整えていくことが大事なのかということを考えていくことも必要かと思えます。

となりますと、物を置いて当たり前というのももちろんあるのですが、物を置かずどのように生活をしていくかという調整を図るということも、人によっては必要になってくるかと思えます。そういう意味では、強度行動障がいの特性のある方への理解や、支援のあり方というのを引き続き検討していきたいと思えます。

続きまして77ページの、「持続可能な」という部分の文言をカットというご意見をいただきましたが、ご承知のように、重度障害者医療費助成制度は全ての都道府県で実施されているもので、国に対して制度をつくっていただきたいということを、これまで絡めて強く要望しているところです。

ただ、国の制度になるまでは、医療のセーフティネットとして、大阪府においても本制度を維持する必要があると考えていますので、やはりその辺で一定のご理解をいただきながらも、持続可能なものとして工夫する必要がありますので、国の医療費制度改革等の動きも注視しながら、この制度を運営していきたいと思えます。

○事務局

自立支援課です。よろしくお願いいたします。私からは、ご指摘いただいた、「働く」のところで、ITのことに加えて、在宅就労のことであるとか、労働施策との連携についてご

指摘をいただきました。

そのことについては、まずは、労働施策との連携も含めて、67ページ、「障がい者の就労のさらなる拡大と就労定着に向け、全ての関係者が協力し取り組んでいくことが重要です」ということで、これは、先般、「障がい者雇用の福祉施策の連携強化に関する検討会」でもこうした話題が出ていますので、「関係者が協力して取り組んでいく」としています。

在宅就労についても、「在宅や身近な場所での就労機会の確保に取り組む」ということで、当然そうした点も含めて、今後、取り組んでいきたいと思えます。

あと、「楽しむ」のところ、余暇の充実、文化やスポーツだけではなく、余暇の充実というところなのですが、先般、そうしたご指摘もいただき、当然スポーツ・文化だけではなく、余暇の充実は非常に大事なことだと認識しています。それを踏まえまして、先ほどの修正の説明でもありましたが、「生活を豊かにするための多様な選択肢を用意するとともに」ということで入れています。

当然楽しむという点においては、文化・スポーツだけではなく、余暇を充実させるという話は非常に大事なことだと認識していますので、こうした点を踏まえて進めていきたいと思えます。以上です。

○事務局

障がい福祉企画課です。あと、多部局に係る教育であったり、新型コロナ対策の関係については、まとめてお応えさせていただきたいと思えますので、それ以外にもご意見を賜ればと思えますので、いったんこれで。

○小野会長

はい。全部という形ではなかったですし、全てをとというのは到底なかったのですが、一応受けとめていただいてご検討いただくところだと思えます。

それでは、まず皆さんのご意見をできるだけ受けていきますので、またあれば、はい。では、委員をお願いします。

○委員

行動障がいについてですが、私は、厚生労働省の強度行動障がい支援者養成研修のプログラムの開発と、テキストの開発にずっと関わってきたわけで、この間プログラムの見直しもしてきました。

多くの方が、これからは医療の関係、教員についても強度行動障がい支援者養成研修を受講するという広がりはあるのですが、なかなか施設における被虐待者のやはり30%が、まだまだ行動障がいを伴う人というところで定着できていない。

それで、一番というか、私自身、それから、この関わる専門化の人たちの意見なのですが、やはり研修を受けても、施設の現場に戻ってそれが汎化できないのです。その大きい原因の

一つは、アセスメント力が決定的に不足しているのです。アセスメントに基づいた個別の支援計画がきちんと作成して、PDCAサイクルで支援を回すということができていない。

だから、何も置いていないという環境というのが、本当にきちんとしたアセスメントをしながら取組みがされているのかどうかというところが、一番大きな問題だと思うのです。

一つは、今、大阪府でもモデルで、私も、法人でも取り組んでいます、やはりそういう現場に対してコンサルテーションを、支援力を上げるような取組みを具体的にする必要があるのでないかと一つ思います。

要は、目的は、行動障がいの人たちの支援は、行動障がいを改善するためが目的ではないです。その人たちが、地域のなかで社会参加できる、その方向の中で行動的な課題をどのように解決するかという、そういう視点を持たないと、特性の中で何か問題があるから、問題を起こす部分だけなんとかしたらい。要は、物を壊すというのが、本当に物を置いているからどうなのかを元に、生活全体の中でアセスメントして、どこを見たらいいのかというのを科学的に検討していく必要があるし、支援者養成に向けてのもう少し具体的なサポートのプログラムというのにも必要かと思っていますので、その辺は十分進めていただきたいというのが一つです。

もう一つは、56ページに発達障がいについての教育との連携なのですが、今はやはり家庭と福祉と教育の連携ということが重要視されてきていますので、その辺の連携を、その前の54ページには少し書かれているのですが、具体的にどのような連携をするのかということが、もう少し強く出たほうがいいかと思っています。

それと、質問ですが、発達支援拠点についてです。これは、今の福祉圏域にある六つの療育拠点の機能にプラスアルファした発達支援拠点ということで書いているのか、その辺がわからないのでお教えいただけませんかでしょうか。お願いします。

○小野会長

ありがとうございます。今の1番目の内容は、特にどこかの項目ということよりも、全体的なということの理解でいいですか。2番目の内容は、具体的にその場所を言ってもらいました。3番目のところは質問が出ていますが、ここは少し応答できれば応答してもらいたいと思います。お願いします。

○事務局

地域生活支援課です。ご意見ありがとうございます。今、委員からお話しいただいたように、アセスメントに基づいて、その方の支援がきちんとできているのかというあたりは、やはり今後検討を深めていくべき課題であるかと認識しています。

やはりアセスメントをするには特別の手法が必要になりますので、その辺の技術とか考え方を持っている人を養成していくことも必要かと思っていますので、その辺は引き続き課題として考えていきたいと思っています。

それで、発達障がい支援拠点のお話については、今、ご指摘いただいたとおり、療育拠点を、「発達障がい支援拠点」という言葉に改め、より幅広い支援を行っていくというイメージを持っています。

具体的には、今、療育支援拠点は、主に年齢の小さいお子さんが対象だったのですが、年齢の幅を上の方までできるだけ広げていくとか、地域での支援が進むようにコーディネートをしていくというような役割などを想定しています。以上でよろしいでしょうか。

○小野会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。まず意見を言っていたらと思いますが、はい、お願いします。

○委員

私のほうは、個々の計画の記載内容に関して、その書きぶりに関しては意見はあるのですが、これまでの積み上げた議論の一つの到達と受けとめたいと思います。

そのうえで1点、以前も申し上げましたが、今回の計画の一番大きな変更点は、6年1期の計画に、期間を障がい福祉計画と合わせたということにあると思うのです。それを一体的に取り組むということで、この計画にも記載されているわけですが、まさに6年1期の計画を、障がい福祉計画と一体的に取り組むという一体的の中味については、これからのこの協議会のなかで内実をしっかりとつくっていく役割があるのかと思っています。その際、障がい者計画は障害者基本法、障がい福祉計画は障害者総合支援法という二つの法律に分かれているものの計画として、これが作成されているわけです。

やはり障害者基本法と、個別法としての障害者総合支援法というのは、自ずとその立ち位置が違うと思うのです。だから、二つの計画も、どのような関係をつくっていくのかということについては、やはりこれもまたしっかりとした議論がいる。

下手をすると、障がい福祉計画には基本指針ということで、国が定める数値がそこに盛り込まれるわけですが、これがまず最優先でありきということになりますと、全てが基本法に基づく計画も含めてそこに引っ張られていくことになる。

そうではなくて、やはり大阪府には大阪府の実態があるわけですから、そこをしっかりと掘り下げて、この計画については見直し、検討していく必要があると思います。6年1期となりましたので、3年目の中間段階、これもまた福祉計画の見直しもあるわけですが、その段階でしっかりと議論されていく必要があると思っています。

とりわけ障がい児の入所施設に関しては、55ページにも少し記載がされていますが、国のほうの、「障害児入所施設の在り方検討会」の最終報告が去年2月に出されて、今年の3月末までに、障がい児の入所施設に入所されている18歳を超えた超過齢の方々を解消していくという目標年次にこの3月がなっていたわけですが、それがままならないということで、引き続き実務会議を設けて7月まで検討期間を延ばして、今後どのようにしていくの

かということですが。

しかも、全国で446人ですか、そのうちの60人が大阪市内で、大阪府が2人ということで合わせて62人、去年7月段階の数字ですが、実に14%の方々が大阪府のなかにいらっしまった。それが、今どうなっているのかという話なのです。やはりそのような状況も含めて、この福祉計画や障がい者計画のなかでしっかりと位置づけていく、そして、その解消をどのようにしていくのかを考えていくことは、やはり国任せではなく、大阪府としての課題にもなっていると思うのです。

あわせて、来年度は、「生活のしづらさなどに関する調査」が実施される5年に1回の年次にも当たっています。これに関わっても、ちょうど調査項目がまたこれから国で精査されると思うのですが、実際その調査データに基づいて、ちょうど中間年に当たる3年目、次の福祉計画をどうするのかという議論が俎上に上がる段階で、一定そこら辺の大阪府ならではの特徴なども出てくると思うのです。

そうした意味で、一体的に取り組むという内実をどのようにつくっていくのかということとを、引き続きこの協議会の課題として、この協議を積み上げていっていただくことをお願いしたいと思います。以上です。

○小野会長

ありがとうございました。一番根幹的なところを少し出していただきました。そのあたり、この協議会そのもののあり方でもありますし、それに関わる事務局サイドの考え方というところもあると思いますが、もし、今のあたりのところで何か事務局のほうからあれば、ご意見をいただきますが、今の時点でございますか。はい。お願いします。

○事務局

障がい福祉企画課です。現計画、次期計画についての非常に機知に富んだご意見をいただき、本当にありがとうございます。おっしゃるとおり次期計画については6年1期計画、あわせて、福祉計画は3年ごとに策定ですが、その3年ごとの策定のその時期に合わせて、中間的な見直しもできるということも念頭に置いて、6年1期という計画で進めようと考えています。

そのなかで、おっしゃるように、障害者基本法に基づく障がい者計画と、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、ここについては、特に障がい福祉計画のほうは、国のほうから計画策定にあたり基本指針が出てきて、その指針なのですが、最近、今回は特になのですが、障害者基本法の中味にもかなり踏み込むというか、相互連携というか、関係をしっかりと位置づけているのかと、我々は受けとめています。

そうした意味で、この推進協の場で、われわれもこの計画をつくって終わりというわけではなく、毎年しっかりと皆さま方にその中味について点検をしていただき、来年度は「生活のしづらさに関する調査」をやっていきますが、その結果が再来年に出てきますので、そう

したデータなども見ながら、ベースにしなが、中間年の見直しを、ご意見をいただきながら考えていきたいと思ひます。

○小野会長

ありがとうございました。基本法と福祉法、国と大阪府という、そのあたりの両方の関わりで、あくまでもこの協議会は大坂の福祉の現場からということで考えていければということでございます。ありがとうございました。

ちょっと時間が、ちょうど11時を少し過ぎましたので、一度休憩を取らせていただいて、その後、また皆さんのご意見をいただければと思ひます。10分程度、あの時計はおそらく合っていないのですが、どうしましょう。10分弱なので、あの時計で15分再開という形でさせていただきますので、少し休憩を取らせていただきます。

(休憩)

○小野会長

それでは、そろそろ再会したいと思ひます。よろしいでしょうか。ちょうどいろいろ意見が交わされるところで、中断が入るのがいいのか悪いのかありますが、後半については、冒頭も少し説明しましたが、時間的なところがありますので、ぜひ皆さんのほうからまずご意見を出していただいて、一問一答というよりは、ある程度まとまったところで、事務局から応答していただける部分を応答していただくという形で進めていけたらと考えておりますので、まず、何かありましたらご意見を言っただければいいのかと思ひていますので、後は、ご自由にご発言いただければと考えています。いかがでしょうか。

○委員

質問をしたいのですが、一つは、まずは、コロナ対策の内容が新しく盛り込まれていました。一方では、災害に対する内容も具体的な方針が出ました。比較してみますと、障がい者に対する対策が、事業所などがメインで書かれているような感じがあります。

それだけではなくて、普段の生活として、自立した障がい者の方もたくさんおられます。それに対する情報保障に関して書いていないような感じがあります。

具体的に言いますと、コロナ対策では、まず、感染予防のために取り組む必要があるのは当然なこととして、もし、感染したかどうかわからないときは、検査を受けるための情報保障、こちらから検査を受けたいと申し出て、逆に保健所から問い合わせがあつて、それに回答するというのもありますし、聞こえない人は、そういう方法が難しいという問題が一つあります。

それから、今は普段の生活の中では、手話通訳者、今日も2名おりますが、手話通訳者を介して情報保障という形になっています。もし、感染した場合は、手話通訳者にうつす心配

もあって、人的な支援がなかなか難しい状況になります。これも、以前には想像できなかった話が、今、起こっているわけです。

ですから、タブレットを使って、遠隔手話通訳という新しい考え方が導入されました。これも、背景に合わせて新しい方法を取り入れる。特に、コロナ対策のなかに、命に関わる問題ですので、情報保障に特に力を入れるという文章がないように思いますので、それがなかったら、ぜひそういう文言を入れていただきたいと思います。

○小野会長

ありがとうございました。後ほど事務局から応答していただけると思いますので、まずは、何人かの委員の皆さんからご意見を伺いたいと思います。

○委員

39ページの下のほうで、「地域で暮らし続ける」というところで、「グループホームなどの建設に地域住民が反対する、いわゆる「施設コンフリクトや」と触れていますが、この問題で、やはり精神障がい者などが地域にグループホームをつくらうとか、こういうのが非常に阻害されているというのですが、できない、そういう事例がいくつか出て聞いています。

それで、住宅地の中で、住宅協定ですか、そういうようなのが結ばれていると。これは、昔からの流れですが、やはり住民の福祉とか、そういう観点からいうと、そういう住宅協定であるとか、住民の意識の問題もありますが、取りあえずは住宅協定みたいなのをなくしてくれとか、こういう働き掛けというのを、もう少し福祉のほうから建設関係に働き掛けるとか、そういうものがあるのもいいのかと思うのですが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○小野会長

ありがとうございます。ご質問ということでもありますが、要望という形で、後でまたお応えを言っていただければと思います。ありがとうございます。そのほかにご意見いかがでしょうか。

○委員

意見としてです。まず、14ページなんかに、「最重点施策」とありますが、入院施設や精神科病院からの地域移行ということは、2000年ぐらいから、精神科病院にも大阪府は早くから取り組んでまいりました。まだまだ入院は多いのですが、それでも、入院患者さんの7割は3カ月で退院され、9割が1年以内に退院しているという実績があります。

ただ、長期に至る方もいるのは実状でありますので、地域に開かれた精神科病院をつくらなければならないのは、精神科病院も大きな課題だというのは、古くからわれわれが思っているところでありますが、いろいろな問題点もあろうと思います。

ただ、精神科病院が、「開かれた」ということは、精神科病院から地域生活への移行ということで、何か精神科病院が地域に入っていないかのような文字がありますので、精神科病院も地域のなかに取り込んでいただいて、やはり精神科病院にも短い入院もあるということ、皆さんに知っておいていただけたらと思っています。以上です。

○小野会長

ありがとうございます。そのあたりは要望からのものだと思いますが、病院のほうからも、そういうところもあるということで、全てが全てという、なかなかそのあたりをどのような形、まずは、当事者サイドからのご意見は当然あると思いますし、病院サイドからの見解もあるということで、そのあたりをどのような形で示していくかということになるかと思えます。ありがとうございました。いかがでしょうか。

○委員

新しい「楽しむ」のなかで、この前の「専門的な協議の指導員を」ということも入れていただいたということで、ありがたいと思っております。

要望とかではないのですが、日本障害者スポーツ協会が、この4月から、障がい者スポーツの名称を、「パラスポーツ」という形に変えていくということでございます。「パラ」というのは、皆さまもご存じのようにギリシャ語で、「平行」とか、パラレルという形で、「平行」とか「対等」とかということで、パラリンピックという形です。一般的な障がい者スポーツも、「パラスポーツ」という形で、今後、名称を変更していこうかという形で、たぶんこの4月からそのような形がずっと広まっていくだろうと思えますので、情報提供という形ですが、そのようなことがあるということでご報告させていただいております。

○小野会長

ありがとうございました。では、いわゆる正式名称として、「パラスポーツ」というように一般的にも使っていくということですか。なるほど、ありがとうございました。

○委員

丁寧な説明をありがとうございました。前回は欠席してしまって、意見を言う機会がなかったものですから、この場において、広範な修正を求めるのもいかなものかと思いつつ、できればこの次の6年間に向けた運用のなかで、課題の一つとして受けとめていただければ幸いです。

就労についてですが、67・68ページに関わる議題です。大阪府においては、ユニバーサル就労条例を改め、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」をつくっていただいております。

このユニバーサル就労の一つとして、週20時間未満のジョブ型雇用を、民間事業の就労

のなかで拡大するよう努めていただけないかと考えております。そのためにも、大阪府の「行政の福祉化」のなかで、週20時間未満のジョブ型雇用をいかに作りだしていくのかという実験をしていただきたいと考えています。

清掃事業以外でも、職員の方が、「本来業務としてあるけれど、この仕事を誰かにやってもらったらとても助かって残業時間も少し減るよね」というものをアウトソーシングして、特定業務だけ週3日3～4時間だけ働けばよいという仕事を作りだしていただけないかと思えます。

そのためには、特定の仕事だけでできればいいわけですから、あいさつとか、信頼関係を築くためのコミュニケーションとか、身だしなみとかというものは必要なくて、ふらっとやってきて、「おお」と課長に一声掛けて、黙々とその時間その仕事だけして帰るというような就労の形態が可能であれば、40時間や30時間働くのは少し難しいし、人とコミュニケーションをとりながらチームワークのなかで働くのは難しいけれども、その限定された仕事なら、1日3時間程度やり続けることができるという人たちに、一般就労の道を開いてほしいと考えています。

そのためには、仕事の切り出しとマッチングのスキルが必要で、これを民間企業に展開していこうとする場合には、就労移行の事業所の支援員のスキルアップが必要ですので、ぜひとも大阪府の行政の福祉化のなかで、そのことができる人を育てて、民間の企業につなげていくということをしていただけないかと思えます。

特に74ページに、「(2) いろいろな場で障がい者が仕事ができる」というところがありますが、障がい者雇用日本一を目指し、福祉・商工労働・教育委員会の関係部局が連携し、週20時間未満のジョブ型雇用などの障がい者雇用・就労の促進を目指していただいて、特別支援学校在籍中から、この人は週20時間の枠のなかでは何ができるかというスキルをきちんと身につけて、外にマッチングをして、企業・大阪府の仕事につないでいくことができないうらうか。

72ページにあります。企業に対する支援学校等生徒の就労支援事業において、教育庁と連携して、週20時間未満の短時間労働という形で、民間企業への就職・定着を支援するような取組みを考えていただきたい。それらについては、雇用促進法の雇用率のカウントになりませんが、二人で一人というような時間換算で、一定の評価をしたうえで表彰などに結びつけていただければ、よりモチベーションが上がるのではないかと。最終的には民間企業のほうにも結びつけていっていただきたいと思えます。以上、要望でございます。

○小野会長

ありがとうございました。具体的な提案ということですね。今のだと少し控えめにおっしゃっていましたが、ここに載せられるのであれば、そういう形で提案を最終的にいただいたという理解でよろしいですね。

○委員

許していただけるのであれば、68ページの(1)の丸の四つ目、「大阪府では、行政のあらゆる分野において施策の創意工夫や改善等を通じて、在宅勤務や週20時間未満のジョブ型雇用など、多様な雇用・就労機会を創出させる」というふうに一言入れていただけると、計画のなかの手掛かり、根拠がつかれるかと思っております。

○小野会長

ありがとうございました。行政の福祉化のところまで来ましたので、これはまずは行政がどのように考えるかで対応可能なところかと思っておりますので、具体的な提案をいただきました。ありがとうございます。

○委員

基本的には現状分析はきちんとされていますし、この計画でいいかと思っております。ただ、一つ要望といいますか、お願いしたいのです。

16ページの共通場面「地域を育む」のなかで、「地域共生社会の実現」ということが出ています。そのうえで、19ページの「(2) 関係機関による強固なネットワークの構築」のなかで、相談支援体制について記載していただいております。私自身、この相談支援体制がきちんと備わっていく、これが非常に重要かと考えております。

平成2年6月に社会福祉法の改正がございました。その中でいくつかの改正があったのですが、大きくは支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築していくのだというのが、法律の改正のなかで盛り込まれています。一つは相談支援、それから参加支援、三つ目が地域づくり、この三つの視点で進めていくということがあるのですが、特に相談支援については、属性を問わない、あるいは機関共同、あるいはアウトリーチ型、こうした視点で取り組んでいくという方向が示されております。

その法律改正を踏まえて、今年度国のほうでは、支援を一体的に実施するというので、「重層的支援体制整備事業」というのを創設されております。こういう国の新たな動きを十分に留意しながら、きめ細かな障がい者の相談支援体制を構築していく必要があるかと思っております。

各分野ごとから一体的に展開していく、これが今の方向だと思います。そうしたところで相談支援機関がありつつ、また専門の相談機関がある。そうしたところで、地域の市町村ではどのような形で展開していくか、きちんとこれから整備していくというか、具体的な展開を考えていく必要があるかと思っております。特に重層的支援体制整備事業というのは、市町村の手挙げ方式なのです。「全ての市町村がやりなさい」という形になっていないので、できれば大阪府のほうから、市町村にきちんとこういうところの重要性を言いながら、市町村で取組みやすいような条件整備なり、指導・助言をしていただく、そうしたところで進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○小野会長

ありがとうございました。厚生労働省のほうでは、地域共生社会をすごい目玉にしてやっているところでございます。ご紹介があったとおり、まさに三本柱ですか、相談支援と参加支援と地域づくりというのを当面進めていこうという、これは、市町村に対してそのように求めているという感じです。

ただ、それは、ご紹介があったとおり、手挙げ方式ですので、実際この国のやつに乗っているところは、大阪府下で市町村の数は非常に少ない、10もなかったです。おそらく新しいのは二つか三つぐらいだったような気がします。そのあたりを見据えて、そうなってくると、これはべつに地域福祉という分野ではなくて、これもおっしゃっていたとおり、一体化、連携しながら進めていく形になりますので、障がいは障がい、高齢は高齢という考え方よりは、そういう総合的なものと専門的なところをどのように組み合わせるかというあたりの制度設計が非常に重要になってきます。そのあたりを、もう少しメッセージをしっかりと出すようにというお話だったと思いますので、このあたりも、もし、行政のほうで、後で何かありましたら応答していただければと思います。ありがとうございました。

どうでしょうか。時間がそれほどありませんので、ご意見がある方は、今の時点で言うておいていただければと思いますが、だいぶこれまでも検討してまいりましたので、まだ積み残しのところは十分あるところも承知しておりますが、では、まずは、一度今のところまでで区切らせていただいて、何点か意見をいただいておりますので、特に情報保障の問題ですとか、住宅協定の話も出ました。それから、精神科病院のほうの地域への支援の取組みの現状の話も出ましたし、パラスポーツという要望という問題ですとか、ジョブ型雇用の話と、最終的に地域共生社会という課題なども出てまいりました。事務局から応答できる点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局

障がい福祉企画課です。まず、私から、全体に関わる視点ということで、先ほど委員から要望をいただきました。地域になかなかつながらない方への支援というのをどのように考えているのかということなのですが、この次期計画については、そこは、委員からもご指摘がありましたように、社会福祉法の改正が大きな契機となって、地域共生社会づくり、そのためにこの計画の基本指針、一番根幹の部分、「誰一人取り残さない支援を」というところで、しっかり位置づけているという認識です。

そのなかで、しっかりと重層的支援体制整備事業、これは、障がい分野にも地域生活支援事業という補助金がありまして、それで市町村への支援をする。また、同じように高齢分野、児童分野、地域福祉分野、それぞれの予算を合わせて、本当に垣根なく相談体制、新体制が構築できるように市町村をしっかりと支援していきたいと思ひますので、この次期計画の進捗とあわせて、こうした取組みもしっかり進めていきたいと思ひます。

それ以外の、先ほど会長からおっしゃっていた点について、関係課から順次回答をさせて

いただきます。

○事務局

生活基盤推進課です。施設コンフリクトの問題に関してご指摘がありました。住宅協定等の廃止等のお話もあります。この問題については、今も引き続きこうした問題が社会問題として検討はしています。これについて、私どもは、施設の許認可を行っている立場から申しますと、必ずしもそれが要件、同意を求めるということは条件ではありませんが、障がい者施設の存在やその意義、そうしたものを十分にご理解いただくということについては、私どもをはじめ市町村とも十分に連携してやっています。引き続きこうした観点は、重点的な要素としてとらえて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局

地域生活支援課です。先ほど委員からお話いただいた重層的支援体制の件ですが、切れ目のない支援に向けて取組みを進めていきたいと思っています。現在、市町村においてどのような整備体制を準備しているのか、あるいは始めようとしているのかというあたりのことは把握していますので、引き続き始まっているところから先進事例の収集など、普及のための助言とか、そうしたことを進めていきたいと考えています。

○事務局

自立支援課です。確かに新型コロナウイルス感染症があり、情報保障が非常に必要なものということで、昨年10月からタブレットを活用した遠隔手話通訳を制度として立ち上げたところ です。これについて、先般も議会のほうで質問がありまして、新型コロナウイルスの対応だけではなくて、もう少し幅広い対応をとってお話もいただいていることであるとか、もう少し周知をしていく必要がありますので、先ほどいただいた指摘を踏まえつつ、きちんと周知をしていき、安全に情報保障ができるように取り組んでいきたいと考えています。

あと、障がいスポーツが、「パラスポーツ」ということについて、これも国の動きも踏まえ、大阪府としても、パラスポーツということで、やはりなじみやすい表現を使っていき、より広めていくということで取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

ジョブ型雇用の件です。確かに特定業務に特化したスキルということと、大阪府の職員の実態を踏まえると、やはり長時間労働の是正も一つの課題となっていますので、必要な業務を切り出してマッチングをしていくと、非常に有意義なご提案だと思います。

ただ、課題もありまして、やはり20時間未満ということでありまして、法定雇用率への算定ができないことや、それに伴い雇用保険等々の身分保障もできないというところもありますので、そうしたことも踏まえ、労働部局ともきちんと協議をしたうえで、何ができる

かということで検討していきたいと思います。どうもありがとうございます。以上です。

○事務局

感染症対策課です。94ページの前段部分になりますが、委員から、前段の入院に関する部分が一般的な書きぶりということでご意見をいただきましたが、入院や病院に関しては、保健所長が、もし、障がいをお持ちであるならば、その特性なども当然踏まえることとなるとは思いますが、その他個別具体的な様々な状況を含めて勘案し判断するものであるということでご理解をいただきたいと思います。

○事務局

地域保健課です。精神科病院における虐待防止に関して、法規定の整備ということのご意見だったと思います。この件については、全国衛生部長会として国に協議を申し出ており、国のほうから、「慎重に検討していく必要がある」という旨の回答を得ているところです。

そうした状況ですので、われわれとしては、国の動向を今しばらく注視していきたいと考えていますのでご理解願います。

○小野会長

一応事務局対応からの応答ということになりました。皆さんからいろいろご意見をいただいているところですが、最後ですので、今のも踏まえて、全体的に何かこのあたりがということがあったらご意見いただければと思います。最後、これで終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

手短に話したいと思います。特に修正案ということではありません。この計画について、1年間ご議論いただき、皆さんありがとうございました。

と言いますのも、私は、これの検討部会のときから部会長でして、まる2年間これに関わってきました。修正を加えていただいて完成ということで、まだまだ課題は残っていくのだと思いますが、着実に進めていただけたらということを思っております。

一つ懸念されるというか、気になりますのは、この計画そのもののベースができたときには、コロナ以前でした。この計画を2年間検討している間にコロナ禍になって、社会情勢であるとか、かなり大きく変わってきています。

先ほど事務局がおっしゃっていたように、3年間の段階で見直しということがあるということですが、今まだまだ浮かび上がってきていない社会の変化であるとか、個々人の問題になっていてまだ社会問題としては見えてきていないものとかがあると思います。そういうのもしっかりと注視していただいて、政策に結びつけていただきたいと思いますというのが、2年間かけて関わってきた者としての考えです。

もちろんここにも、2年間お付き合いいただいて、いろいろなご意見をいただきました。ありがとうございました。

事務局のほうも、かなり文章のことであるとか、内容であるとか、頑張ってやっていただいたと思いますので、改めて私からも感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。以上です。

○小野会長

ありがとうございます。よろしいですか。これは以前もお話ししているとおり、今日も少しご意見が出ましたが、この協議会の場というのは、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、その策定にあたって意見を聴取する場でございます。最終的にはその計画を策定する大阪府が判断するという形になっておりますので、本日これまで皆さんからいろいろいただいた意見をぜひ受けとめていただいて、真摯な計画づくりをよろしくお願ひしたいと考えております。

皆さんからの意見は、本当にこれからの大阪府の障がい問題に対しての貴重なご意見を随分いただいたことになると思いますので、これが、「絵に描いた餅」にならないように、ぜひ今後の推進ということを、期待するところでございます。

ということで、本日の議題については以上となります。事務局にお戻しするのでよろしくお願いいたします。

○事務局

本日は、お忙しいなか、長時間にわたり5議論いただき、誠にありがとうございました。閉会にあたり、障がい福祉室長の中川より一言ごあいさつ申し上げます。

○中川室長

障がい福祉室長の中川でございます。閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

委員の皆さま方におかれましては、長期間にわたってご議論いただき、また、小野会長には円滑な議事の進行にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

第5次大阪府障がい者計画につきましては、委員からもご説明がありましたが、令和元年5月、当協議会の下に設置された、「計画策定検討部会」から始まり、これまで2年間にわたり議論をしてまいりました。とりわけ今年度は、コロナ禍により、本日を合わせて3回の協議会を開催し、活発にご議論をいただきました。

頂戴いたしました多くの貴重なご意見は、可能な限り第5次大阪府障がい者計画に反映させていただくとともに、単なる時点の修正にとどまらず、障がい者を取り巻く状況の変化に的確かつ適切に対応した計画になったと思っております。今後は、本計画の実効性を担保していくために、より一層市町村や事業者等との連携を強化し、必要な予算はきちんと確保

しながら、本計画の基本理念の実現を目指して、具体的かつ効果的に施策・事業を展開していきたいと考えております。

本計画につきましては、所要の手続きを経て、3月中に策定し公表する予定になっております。また、来年度以降、本協議会において、施策の実施状況を報告させていただくとともに、ご意見がありましたように、来年度以降、施策の方向性等についてご意見をちょうだいしたいと考えておりますので、委員の皆さまにおかれましては、引き続き本府の障がい者施策の推進にご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

結びに、本日お集まりの委員の皆さまのご健勝とご多幸を祈念いたしまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。皆さま本当にありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして、「第50回大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会いたします。皆さま、お忙しいなかお集まりいただき誠にありがとうございました。